

「相続」前までは来

ふろろず 相談室

相続手続き①

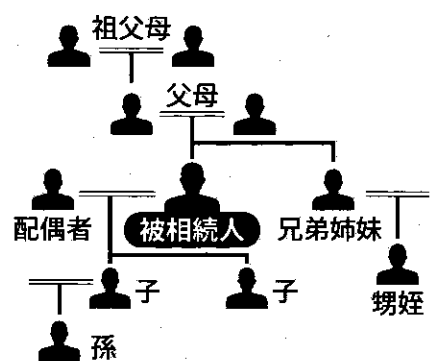
相続は人生で何度も経験するものではなく、相続について十分な知識を備えている人は少ない。いざ相続が発生すると、大切な家族を亡くした悲しみの中で、複雑な相続手続きに頭を抱える人も多い。相続手続きの流れと留意点について、相続に詳しい司法書士法人田子事務所代表の田子洋督司法書士に話を聞いた。今週から4回にわたってお届けする。

遺言がなく、複数の相続人が存在する場合、相続手続きは「相続人の確定」↓「相続財産の調査」↓「遺産分割協議」↓「相続財産の名義変更」という流れで進められていきます。今回は、「相続人の確定」についてお伝えしたいと思います。

元気が出るタ刊7ジ「ZAKZAK」ライフ

アドレスは <http://>

孫(孫も亡くなっている場合は、ひ孫)が代わりに相続人となります。被相続人に子がいない場合(亡くなっている子の代わり)の相続人もいない場合は、配偶者と父母が相続人になります。亡くなっている父母については、その親の祖父母(祖父母も亡くなっている場合は、曾祖父母)が代わりに相続人となります。被相続人に子も父母もおらず、これらの代わりは、配偶者と兄弟姉妹が相続人になります。亡くなっている兄弟姉妹については、その子(甥・姪)が代わりに相続人となります。甥・姪が亡くなっている場合は、その子(兄弟姉妹の孫)は相続人になります。図を参考にして、ご自身やご家族が亡くなった場合の相続人が誰になるか、ご確認ください。



相続人確定へ思わぬ人物やストレスも

おいては、被相続人の戸籍簿を取得し、これをもとに相続人を客観的に確定する必要があります。具体的には、被相続人の死亡時の本籍地の役所で戸籍簿を取得し、本籍地が変更された経緯がある場合は、変更前の本籍地の役所で取得...というように、死亡時から出生時まで遡(さかのぼ)り、連続した戸籍を集めていきます。結婚や引越など本籍地が何度変更されていると、各地の自治体に連絡を取って集める必要があります。また、昔の戸籍は手書きなので、読むだけでもひと苦労。相続手続きの第一関門といえる戸籍の収集の段階で

被相続人の死亡時から遡り戸籍謄本を取得

挫折してしまう人もたくさんいます。一般の方にはなかなか大変な戸籍の収集ですが、司法書士にとつては何ということもない業務です。ストレスを感じるようであれば、戸籍収集の一切を依頼いただけたらと思います。また、戸籍収集の過程で、被相続人と前妻(夫)との間の子など、予期せぬ相続人が現れることもあります。今まで存在すら知らなかった見ず知らずの相続人...困惑してしまいますよね。そんなときは、当事務所の特約家に相談ください。その相続人の所在を調査して手紙を出し、話し合いの場をセッティングするなどのサポートが可能です。(司法書士法人田子事務所)

「相続のお悩み&ご相談」受け付け中(初回無料)

司法書士法人田子事務所は、相続手続きのほか、相続放棄、遺言作成、生前贈与など、相続全般に関するさまざまなお悩みのご相談を受け付けています。また、超高齢社会を生きるシニアをサポートするための財産管理、任意後見、死後

【市川本店】千葉県市川市市川1の7の15 カメイビル203。電話047・704・8500
 【錦糸町支店】東京都墨田区錦糸3の8の8 リニューアル・ツムラ1001。電話03・6659・3610
 【船橋支店】千葉県船橋市本町2の2の7。電話047・402・2345

池袋1の33の8 NBF池袋タワー16階
 9時〜17時(土曜・日・祭日)
 電話03・5999・2463(平日)
 03・5999・2463(平日)
 03・5999・2463(平日)
 03・5999・2463(平日)